

海甲七二

昭和十八年五月二十五日

内閣書記官長

三

内閣書記官

十八 五 三五
十八 五 三九

日本標準規格印刷(十一行全)(山田納)

内閣總理大臣



法制局長官



外務大臣

長

海軍大臣

五

商工大臣

西

大東亞大臣

表

内務大臣

為

司法大臣

三

遞信大臣

五

鈴木國務大臣



大藏大臣

興

文部大臣

五

鐵道大臣

五

大藏國務大臣

達

陸軍大臣



農林大臣

五

厚生大臣

五

別紙海軍大臣請議海軍艦政本部令中

改正ノ件請議

法 制 局

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通
閣議決定セラレ可然ト認ム

勅令案

呈案附箋ノ通

昭和十八年五月十七日

官房軍第五三九號

昭和十八年五月十五日

海軍大臣 嶋田 繁太郎

内閣總理大臣 東條英機殿

海軍艦政本部令中改正ノ件請議

海軍艦政本部令中改正ノ必要ヲ認メ別紙勅令案及理由書ヲ具シ閣議ヲ
請フ

(別紙添)

付箋

事務者
海軍省軍務局
海軍中佐 松本作次

海甲七二

海軍

朕海軍艦政本部令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十八年五月二十八日

内閣總理大臣
海軍大臣

海軍

海軍部

勅令第四百五十三號

海軍監改本部ヲ左ノ如ク改ムス

第一條 技術科士官以下（燃料、航空兵器又ハ土木建築ニ關スル技術ニ從事スル者、ヲ除ク）ノ教育及本務ニ關スル事項

第二條 第一項中「、第六部及第七部」ヲ「及第六部」ニ、「及第五課」ヲ「、第五課及第六課」ニ、「及第一部」ヲ「、第一部及第六部」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和十八年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百五十三號

海軍艦政本部令中左ノ通改正ス

七 一條ヲモツテモノク改ム 技術科士官以下（燃料、航空兵器又ハ土木建築ニ關スル技術ニ從事スル者、ヲ除ク）ノ教育及本務ニ關スル事項

第二條第一項中「、第六部及第七部」ヲ「及第六部」ニ、「及第五課」ヲ「、第五課及第六課」ニ、「及第一部」ヲ「、第一部及第六部」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和十八年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

理由

海軍艦政本部ニ於ケル事務簡捷化ヲ期ス務部第三課ヲ同部第一課ニ統
 合シ、ト、海軍潜水艦部設置ニ伴ヒ第七部ヲ廢シ之ヲ總務部ノ一課
 トシ、ト、又研究實驗ヲ所掌スル一課ヲ總務部ニ新設スルノ要ナ
 ルト、ト、第六部ハ機雷對潛兵器ヲ管掌スル課ト航海光學兵器ヲ管掌ス
 ル課トヲ分キテ編成替ヲ行フ等ノ爲改正ノ要アルニ依ル

海軍

参照

海軍艦政本部令

大正九年十月一日
勅令第四百一十九號

(總理海軍大臣副署)

- 第一條 海軍艦政本部ハ左ノ事務ヲ掌ル所トス
- 一 艦船ノ船體機關ノ計畫、審査、造修、研究、實驗及保存ニ關スル事項
 - 二 兵器(航空兵器ヲ除ク)ノ計畫、審査、造修、研究及實驗並ニ航空兵器ノ艦船裝備ニ關スル事項
 - 三 兵器(航空兵器ヲ除ク)ノ準備、保管及供給ニ關スル事項
 - 三ノ二 工作物タル有線通信裝置ノ計畫、審査、造修、研究、實驗及管理ニ關スル事項
 - 四 海軍工作廠ノ設備(航空關係ノ設備ヲ除ク)ノ計畫及審査ニ關スル事項
 - 五 海軍軍需部ニ於ケル兵器關係ノ設備(航空兵器關係ノ設備ヲ除ク)ノ計畫及審査ニ關スル事項
 - 六 艦船兵器(航空兵器ヲ除ク)ノ造修ニ要スル軍需品、工場等ノ軍需工業動員ニ關スル事項
 - 七 造船科造機科造兵科士官以下(燃料ニ關スル技術ニ從事スル造機科士官以下及航空兵器ニ關スル技術ニ從事スル造兵科士官以下ヲ除ク)ノ教育及本務ニ關スル事項
 - 八 海軍共濟組合ニ關スル事項
 - 九 海軍工廠、海軍工作部、海軍火藥廠及海軍技術研究所ニ於ケル勞務ニ關スル事項

海軍

第二條 海軍艦政本部ニ總務部、會計部、第一部、第二部、第三部、第四部、第五部、第六部及第七部ヲ置キ總務部ニ第一課、第二課、第三課、第四課及第五課ヲ、會計部及第一部ニ第一課及第二課ヲ置ク各部課ノ事務ノ分掌ハ海軍大臣之ヲ定ム

日本標準規格四列(十一行全)(山田納)

昭和十八年五月十八日

法制局宮内參事官殿

海軍省軍務局松本中佐

一、海軍艦政本部組織圖
右及送付候

一部

(終)

海軍

海軍艦政本部組織圖

- 第一課 (事務ノ綜合統一)
- 第二課 (艦船ノ計畫審議等ノ事務統一)
- 總務部
 - 第三課 (出師準備事務統一)
 - 第四課 (工員)
 - 第五課 (原料材料)
 - 第六課 (研究調査)
- 會計部
 - 第一課 (豫算)
 - 第二課 (契約)
- 第一部
 - 第一課 (砲煩)
 - 第二課 (火工兵器)
- 第二部 (水雷兵器)
- 第三部 (通信兵器)
- 第四部 (造船)
- 第五部 (造機)
- 第六部
 - 第一課 (機關對潛兵器)
 - 第二課 (航海及光學兵器)
- 第七部 (潜水艦)

内令第八百四十號

海軍潜水艦部令左ノ通定メラル

昭和十八年五月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令

七八五

内令

海軍潜水艦部令

第一條 海軍省ニ海軍潜水艦部ヲ置ク

第二條 海軍潜水艦部ハ潜水艦ニ關スル事項ノ連絡統合ニ任ジ且左ノ事項ノ研究、調査及企畫ヲ掌

- 一 潜水艦關係ノ軍備ニ關スル事項
- 二 潜水艦ノ艦型及兵裝ニ關スル事項
- 三 潜水艦關係ノ制度及定員ニ關スル事項
- 四 潜水艦關係ノ編制及役務ニ關スル事項
- 五 潜水艦ノ船體、兵器、機關及其ノ他ノ軍需品ニ關スル事項
- 六 潜水艦ノ保存及整備ニ關スル事項
- 七 潜水艦關係ノ研究及實驗ニ關スル事項
- 八 潜水母艦及潜水艦關係ノ施設ニ關スル事項
- 九 潜水艦關係ノ水陸設備ニ關スル事項
- 十 潜水艦關係ノ要員ニ關スル事項

七八六

- 十一 潜水艦關係ノ教育訓練ニ關スル事項
 - 十二 潜水艦ノ給與ニ關スル事項
 - 十三 潜水艦關係ノ被服及糧食ニ關スル事項
 - 十四 潜水艦ノ衛生ニ關スル事項
 - 十五 其ノ他潜水艦一般ニ關スル事項
- 第三條 海軍潜水艦部ハ常ニ海軍省各局、海軍艦政本部、海軍航空本部、海軍施設本部及軍令部其ノ他海軍部内ニ於ケル關係機關ト密接ニ連絡スベシ
- 第四條 海軍潜水艦部ニ部長、部員及附ヲ置ク
- 第五條 部長ハ海軍大臣ニ隸シ部務ヲ總理ス
- 部員ハ部長ノ命ヲ承ケ服務ス
- 附ハ上官ノ命ヲ承ケ服務ス
- 第六條 部長ハ研究、調査及企畫シタル事項ニシテ實施上各局部ノ所掌ニ屬スルモノハ案ヲ具シ之ヲ當該局部ニ移スベシ

内令

七八七

内令

七八八

第七條 海軍潜水艦部ノ定員表ハ別表ニ依ル

(別表一葉添)

内令第八百四十一號

海軍省ニ於ケル潜水艦ニ關スル文書處理ニ關シ左ノ通定ム

昭和十八年五月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

- 第一條 海軍省各局ノ審案文書ニシテ潜水艦ニ關係アルモノハ主務局長ノ捺印ヲ受ケタル後海軍潜水艦部ニ送付シ連帶ヲ求ムルモノトス
- 第二條 海軍艦政本部、海軍航空本部及海軍施設本部ヨリ提案スル文書ニ付前項ノ規定ヲ準用ス
- 第三條 第一條ノ規定ハ海軍省各局、海軍艦政本部、海軍航空本部及海軍施設本部ニ於テ發受スル文書ニ付之ヲ準用ス

海甲八五

六六十九
六六三

昭和十八年 六月十七日

内閣書記官長

之

内閣書記官

内閣總理大臣



法制局長官



外務大臣

手

海軍大臣

八

商工大臣

西

大東亞大臣

未

内務大臣

新

司法大臣

不

遞信大臣

至

鈴木國務大臣

再

大藏大臣

興

文部大臣

办

鐵道大臣

流

大森國務大臣

逢

陸軍大臣



農林大臣

力

厚生大臣

經

後藤國務大臣

功

別紙海軍大臣

軍

大臣

請

議

海

軍

航

本部

令

中

改

正

件

請

議

法制局